

豊中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づき、がけ地の崩落等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅からの移転を行う者に対し市長が予算の範囲内で交付する豊中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1号又は第2号のいずれかに該当する住宅（以下「危険住宅」という。）とし、経費の内容及び補助限度額等は、別表に定めるとおりとする。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）に指定される以前から当該区域内に存在する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合していない住宅からの移転事業であること。

(2) 法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、特別警戒区域に指定される見込みのある当該区域内に存在する建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していない住宅からの移転事業であること。

2 補助事業の区分ごとに千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる危険住宅は、企業の社宅等ではなく、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に存すること。

(2) 公共事業等による立ち退きに伴う移転補償の対象でないこと。

(3) 現に居住し、又は居住の用に供することができること。

2 前項の場合において、移転事業の対象となる危険住宅に代わる住宅については、別の危険住宅の購入・改修によるものではないこと。

3 第1項の場合において、移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、次の各号のすべてに該当すること。

(1) 土砂災害特別警戒区域外に存すること。

(2) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項に規定する

行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。

- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

(補助対象者等)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条の規定による補助対象住宅の所有者（区分所有建物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）であること。

- (2) 市税の滞納がないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- 2 別表の経費の区分の欄に規定する危険住宅の除去等を行う工事施工者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項による登録を受けている者でなければならない。

(事前協議)

第5条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が複数年度にわたるときは、初年度の補助金の交付申請をする前に、補助対象事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、市長に事前協議を行わなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による事前協議の後に事業費の総額を変更する場合は、事前に市長に変更の承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助対象事業に着手する前に、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付決定に係る事項を変更しようとする補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、がけ地近接等危険住宅移転事業計画変更（中止）申請書（様式第2号。以下「変更（中止）申請書」という。）により変更申請書を提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが妥当と認めたときは、補助金の交付を決定し、同条の補助事業者に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付（変更）

決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業施行者」という。）が、補助金に係る事業の中止等により申請を取り下げる場合は、変更（中止）申請書を直ちに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 事業施行者は、第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の施行が完了したときは、直ちに、がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、現地確認を行い、補助金交付の決定内容に適合すると認めたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知し、当該通知を受けた事業施行者からのがけ地近接等危険住宅移転事業補助金請求書（様式第6号）による請求により補助金を交付するものとする。

（流用の禁止）

第11条 補助金の交付を受けた事業施行者は、これを他の経費に流用してはならない。

（補助金交付通知の取消及び還付命令等）

第12条 市長は、事業施行者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）不正な手段による補助金の交付を受けたとき。

（3）補助事業の施行方法が不相当と認められたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から実施する。

別表（第2条関係）

	経費の区分	経費の内容	補助限度額
移転事業に要する経費	危険住宅の除去等に要する経費(除去等費)	移転を行う者に対して除去等に要する次の経費を交付する事業 1. 撤去費 2. 動産移転費 3. 跡地整備費 4. 仮住居費 (家賃3か月以内) 5. その他移転に伴う経費 (10千円以内)	危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり事業年度における「大阪府住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」を限度とし、その他除却等に要する費用(動産移転費等)については1戸あたり957千円を限度とする。
	危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費(建物助成費)	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関その他の借入先から借入れた場合において、当該借入利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する経費	1戸あたり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。

備考 建物助成費については、除去等費と併せて補助金を申請する場合に限り補助対象とする。